

大津市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日（木）

総務部総務課

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、条例の公布に必要な市長の署名について総務省令で定める署名に代わる措置により行うことが可能となったことに伴い、必要な規定の整備を行うもの

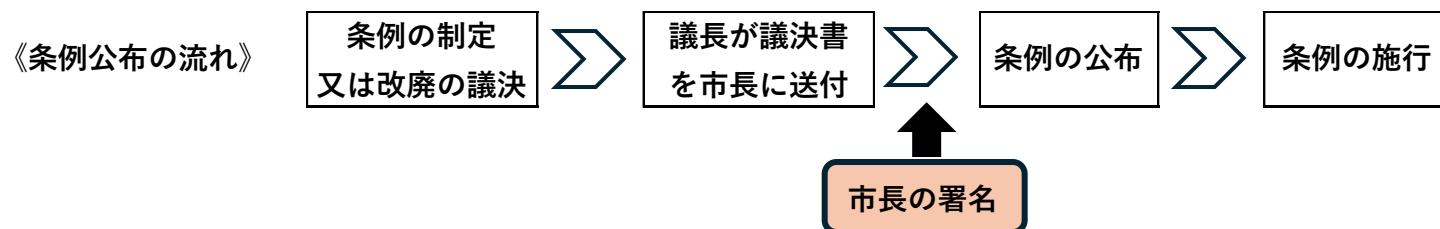
2 施行期日

公布の日

3 改正概要

(1) 改正の内容

現在、条例を公布する際には市長の自署による署名が必要であるところ、地方自治法の一部改正により、総務省令で定める署名に代わる措置、具体的には電子署名において代替することが可能となったことに伴い、同法第16条第4項の規定に基づき定めている「大津市条例の公布等に関する条例」について、同法と同内容の改正を行うもの



(2) 法令改正の新旧対照表

○ 地方自治法

改正前	改正後
<p>第16条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該普通地方公共団体の長の署名 _____ _____、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第16条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該普通地方公共団体の長の署名 <u>（総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）</u>、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

○ 地方自治法施行規則

改正前	改正後
(新設)	<p>第1条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四百八号）第二条第二項第一号イに規定する電子署名とする。</p>

(3) 条例改正の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第2条 条例を公布しようとするときは、当該条例に公布する旨及びその期日を付した上市長が署名_____</p> <p>_____した原本（以下「条例原本」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は災害その他特別の事由により公報に登載することができない場合は、条例原本_____の写しを市役所の掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示して公布することができる。</p>	<p>第2条 条例を公布しようとするときは、当該条例に公布する旨及びその期日を付した上市長が署名（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をした原本（以下「条例原本」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は災害その他特別の事由により公報に登載することができない場合は、条例原本（市長が署名をして作成したものに限る。）の写しを市役所の掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示して公布することができる。</p>
<p>第3条 本市の機関（教育委員会を除く。次条第1項及び第6条において同じ。）が定める規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項の規則を含む。第6条において同じ。）の公布は、当該規則に公布する旨及びその期日並びに当該機関名又は当該機関の代表者名を付したもの（以下「公布文等を付した規則」という。）を公報に登載して行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 本市の機関（教育委員会を除く。次条第1項及び第6条において同じ。）が定める規則（法）第15条第1項の規則を含む。第6条において同じ。）の公布は、当該規則に公布する旨及びその期日並びに当該機関名又は当該機関の代表者名を付したもの（以下「公布文等を付した規則」という。）を公報に登載して行う。</p> <p>2 (略)</p>